

第1章 総論

第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新居浜市の地域に係る津波防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。

また、愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震に伴い発生する津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における津波防災対策の一層の推進を図る。

特に、市においては、津波災害による人的被害等の軽減を図るため、減災目標を設定するとともに、その実現のための市民運動を展開する。

また、津波は主に地震により引き起こされるものであることから、「地震災害対策編」と合わせて震災対策に活用すべきものである。

2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに市民が、津波防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行うものである。

3 計画の構成

本編の構成は、次の4章による。

(1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、津波発生時の条件などの計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、津波に強いまちづくり、津波避難体制の整備などの予防対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け

合う「共助」に努めるとともに、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、市及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実は元より、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）、愛媛県地域防災計画及び新居浜市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

資料編	・新居浜市防災会議条例 P1
	・新居浜市防災会議委員 P3
	・愛媛県防災対策基本条例 P7

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

風水害等対策編第1章第1節5「国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等」を準用する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 新居浜市

- (1) 市地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定
- (3) 津波浸水想定区域を有する地区における津波からの防護、安全な避難路、避難場所の確保及び円滑な避難等に関する措置
- (4) 津波防災に関する組織の整備
- (5) 防災思想・知識の普及
- (6) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (7) 自主防災組織の育成指導その他市民の津波災害対策の促進
- (8) 防災訓練の実施
- (9) 津波防災のための施設等の整備
- (10) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (11) 被災者の救出、救護等の措置
- (12) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (13) 避難指示の発令及び指定避難所の開設
- (14) 消防、水防その他の応急措置
- (15) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (16) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (17) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (18) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (19) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (20) 緊急輸送の確保
- (21) 災害復旧の実施
- (22) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 愛媛県

- (1) 県地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の津波災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 津波防災のための装備・施設等の整備
- (8) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示の発令に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施

- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との津波災害応急対策の連絡調整
- (21) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

風水害等対策編第1章第2節3「指定地方行政機関」を準用する。

4 自衛隊(陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊)

風水害等対策編第1章第2節4「自衛隊」を準用する。

5 指定公共機関

- (1) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(1)日本郵便株式会社(新居浜郵便局)」を準用する。
- (2) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(2)日本銀行(松山支店)」を準用する。
- (3) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(3)日本赤十字社(愛媛県支部)」を準用する。
- (4) 日本放送協会(松山放送局)
 - ア 市民に対する防災知識の普及に関すること。
 - イ 津波情報及びその他津波に関する情報の正確、迅速な提供による市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
 - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
- (5) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(5)西日本高速道路株式会社(四国支社)」を準用する。
- (6) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(7)電源開発株式会社(西日本支店)、電源開発送変電ネットワーク株式会社(岡山送変電事業所)」を準用する。
- (7) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(8)四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(四国支社)」を準用する。
- (8) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(9)西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社NTTドコモ(四国支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」を準用する。
- (9) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(10)日本通運株式会社(四国支店新居浜営業課)、福山通運株式会社(新居浜営業所)、佐川急便株式会社(新居浜営業所)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)」を準用する。
- (10) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(11)四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社(新居浜支社)」を準用する。
- (11) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(12)KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社」を準用する。
- (12) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(13)イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート」を準用する。

6 指定地方公共機関

- (1) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(1)一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会」を準用する。
- (2) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(2)一般社団法人愛媛県歯科医師会」を準用する。
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社ハートネットワーク、株式会社愛媛新聞社
 - ア 津波防災に関するキャンペーン番組、津波防災メモのスポット、ニュース番組等による市民に対する防災知識の普及に関すること。
 - イ 津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
 - ウ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。

オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。

(4) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(4)一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会」を準用する。

7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

風水害等対策編第1章第2節7「その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者」を準用する。

8 市民

風水害等対策編第1章第2節8「市民」を準用する。

9 事業者

風水害等対策編第1章第2節9「事業者」を準用する。

第3節 津波発生の条件

1 地質

地震災害対策編第1章第3節1「地質」を準用する。

2 中央構造線断層帯

地震災害対策編第1章第3節2「中央構造線断層帯」を準用する。

3 南海トラフ

地震災害対策編第1章第3節3「南海トラフ」を準用する。

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

地震災害対策編第1章第3節4「安芸灘～伊予灘～豊後水道」を準用する。

5 地震想定

地震災害対策編第1章第3節5「地震想定」を準用する。

6 地震被害想定調査結果

地震災害対策編第1章第3節6「地震被害想定調査結果」を準用する。